

災害により被災された方のための 各種手続き・支援のてびき（冊子版）

この度の災害におきましては、被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

火災や風水害による床上浸水などの災害により家屋や家財が焼失、損失してしまいますと、さまざまな手続きが必要になる一方で、被災された方に対しての支援策等も用意しております。

このてびきは、そうした手続きや支援策等をまとめたものです。

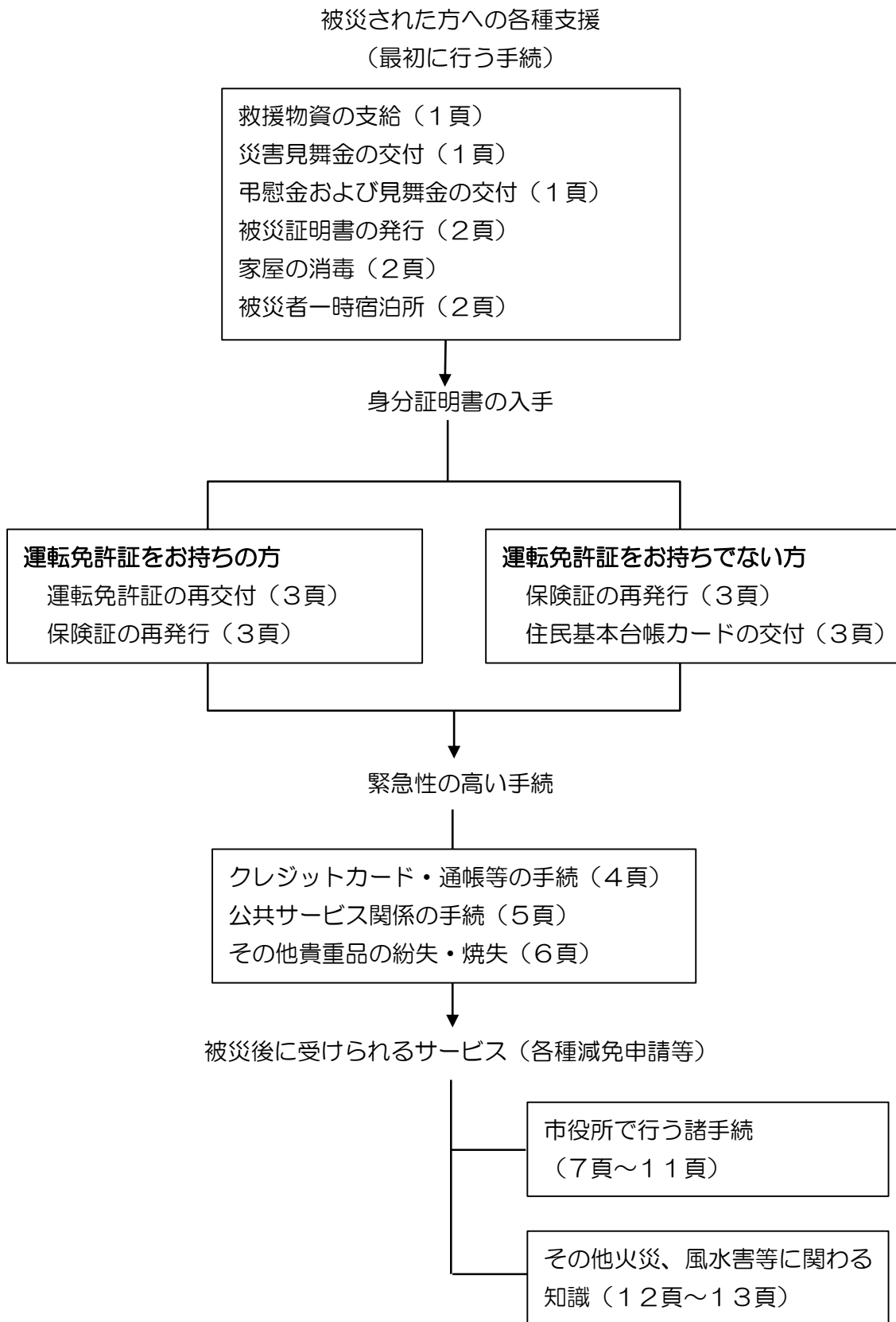


鎌ヶ谷市

※ 鎌ヶ谷市において把握している手続き等に関して取りまとめたものであり、被災後の手続きの全てを網羅しているものではありません。

※ それぞれの手続きの詳しい内容については、担当部署へお問い合わせください。

優先度順位手続きフロー



市役所の電話 047-445-1141 (代表)

目次

- 1. 被災された方への各種支援 1
 - (1) 救援物資の支給 (日本赤十字社)
 - (2) 災害見舞金の交付 (鎌ヶ谷市)
 - (3) 弔慰金および見舞金の交付 (日本赤十字社)
 - (4) 弔慰金および見舞金の交付 (千葉県共同募金会)
 - (5) 弔慰金および見舞金の交付 (社会福祉協議会)
 - (6) 被災証明書の発行 2
 - (7) 家屋の消毒
 - (8) 緊急くみ取りの実施
 - (9) 被災者一時宿泊所

- 2. 身分証明書の入手 (証書類が紛失・焼失してしまったとき) . . . 3
 - (1) 運転免許証の再交付
 - (2) 国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証の再発行
 - (3) 健康保険証 (社会保険) の再発行
 - (4) 住民基本台帳カードの交付

- 3. 各種緊急性の高い手続 4
 - (1) クレジットカードの再発行
 - (2) 通帳、証書、キャッシュカード等の再発行
 - (3) 通帳の改印

- 4. 公共サービス関係の手続 (電話・電気・ガス・水道・郵便) . . . 5
 - (1) 電話回線 (NTT)
 - (2) 電気
 - (3) 都市ガス
 - (4) 水道
 - (5) 郵便物

- 5. その他貴重品の紛失・焼失 6
 - (1) 年金証書・年金手帳 (国民年金・厚生年金) の再交付
 - (2) 雇用保険被保険者証の再交付
 - (3) 保険証券の再発行
 - (4) パスポートの再交付

6. 被災後に受けられるサービス（市役所で行う諸手続き）・・・7

- (1) 市営住宅の入居
- (2) 粗大ごみ処理手数料の減免
- (3) 印鑑の登録
- (4) マイナンバー（個人番号）関係
- (5) 納税のご相談、猶予
- (6) 個人市・県民税の減免・・・・・・・・・・・・・・8
- (7) 市税の徴収猶予減免
- (8) 国民健康保険料の徴収猶予、減免
- (9) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予、減免
- (10) 国民年金保険料の免除、納付猶予
- (11) 介護保険料の徴収猶予、減免
- (12) 保育料の減免
- (13) 児童手当申請期間の延長・・・・・・・・・・・・・・9
- (14) 児童扶養手当の支給制限の特例措置
- (15) 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の
支給制限の特例措置
- (16) 高齢者の緊急一時保護
- (17) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊（受診票等）の再発行
- (18) 心と身体の支援
- (19) 農業用施設等の復旧
- (20) 確認申請・完了検査手数料の減免・・・・・・・・・・・・10
- (21) 学用品等の手配等
- (22) 教育相談の実施
- (23) 各種相談のご案内
- (24) 各種相談の実施（社会福祉協議会）・・・・・・・・・・・・11
- (25) 生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

7. その他火災、風水害等の災害に関わる知識・・・・・・・・12

- (1) 消防活動に対する費用弁償
- (2) 類焼させてしまったお宅へは
- (3) 火災見舞に対するお返し
- (4) 建物の滅失登記
- (5) 雑損控除・災害減免法
- (6) 軽自動車廃車届出の取り扱い・・・・・・・・・・・・13
- (7) 土のうの配布

市役所の電話 047-445-1141 (代表)

1. 被災された方への各種支援

(1) 救援物資の支給 (日本赤十字社) ■問い合わせ 日本赤十字社千葉県支部鎌ヶ谷市地区 (社会福祉課) Tel445-1286 (内線 704)	□チェック・メモ
住家が半壊、半焼以上の被害を受けた方に、日本赤十字社からお預かりした救援物資 (毛布、タオルケット、日用品セット) をお届けします。	
(2) 災害見舞金の交付 (鎌ヶ谷市) ■問い合わせ 社会福祉課 社会福祉係 Tel445-1286 (内線 704) 火災や床上浸水等の災害により住家に被害を受けた場合に、災害見舞金を支給します。 被災証明書 (原本) が必要です。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	□チェック・メモ
(3) 弔慰金及び見舞金の交付 (日本赤十字社) ■問い合わせ 日本赤十字社千葉県支部鎌ヶ谷市地区 (社会福祉課) Tel445-1286 (内線 704)	□チェック・メモ
災害により死亡された場合には、日本赤十字社から弔慰金 (10,000 円) をお渡しします。 住家が半焼、全焼、床上浸水した場合などに、見舞金 (5,000 円) を支給します。	
(4) 弔慰金及び見舞金の交付 (千葉県共同募金会) ■問い合わせ 千葉県共同募金会鎌ヶ谷市支会 (社会福祉協議会) Tel444-2231 (内線 783)	□チェック・メモ
災害により死亡された場合には、千葉県共同募金会から弔慰金 (10,000 円) をお渡しします。 住家が半焼、全焼、床上浸水した場合などに、見舞金をお渡しします。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	
(5) 弔慰金及び見舞金の交付 (社会福祉協議会) ■問い合わせ 社会福祉協議会 Tel444-2231 (内線 783)	□チェック・メモ
災害により死亡された場合には、社会福祉協議会から弔慰金 (10,000 円) をお渡しします。 住家が半焼、全焼、床上浸水した場合などに、見舞金をお渡しします。 ※被害の程度により支給範囲、額が異なります。	

<p>(6) 被災証明書の発行</p> <p>■問い合わせ 火災によるもの 消防本部予防課 指導係 Tel444-3273 (直通) 自然災害によるもの 安全対策課 防災係 Tel445-1278 (内線 257、583)</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>被災証明書は、被災した住家等の被災程度を証明するもので、市が現地調査などを行い、その確認した事実に基づいて発行します。</p> <p>保険金の請求や各種支援・救済措置などの手続きの際に提出を求められる場合がありますので、保険会社などの提出先に、必要となる書類等を確認してから申請してください。</p> <p>被災内容により、申請場所が異なります。火災によるものは消防本部（予防課）、自然災害によるものは市役所（安全対策課）です。</p> <p>【火災によるもの】 火災が発生した場合、消防職員が現場調査を行い被災証明申請書受理後に、被害状況に応じた被災証明書を発行します。ただし、消防職員が事実確認していない火災については、被災証明書の発行ができません。また、ご自身で消火した場合であっても、修理等をする前に必ず消防本部予防課又は最寄りの消防署に連絡し、調査を受ける必要がありますのでご注意ください。</p> <p>【自然災害によるもの】 風水害や地震などの災害により、家屋等に被害を受けた場合は、速やかに安全対策課までご連絡ください。</p> <p>被災から時間が経過した場合や、すでに修繕した後など、被害状況が確認できない場合には証明書を発行できない場合がありますのでご注意ください。</p>	
<p>(7) 家屋の消毒</p> <p>■問い合わせ 安全対策課 防災係 Tel445-1278 (内線 257、583)</p> <p>台風等の水害等により床上・床下浸水の被災を受けた家屋に対し、消毒を希望される方に消毒を実施します。</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>(8) 緊急くみ取りの実施</p> <p>■問い合わせ クリーン推進課 計画管理係 Tel445-1222 (内線 237、238)</p> <p>台風等の水害によりくみ取り式便槽（浄化槽は除く）に水が入った場合、緊急くみ取りを行う場合があります。</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>(9) 被災者一時宿泊所</p> <p>災害（火災・水害など）により、住居に被害を受け、他に居住することが困難な場合に、一時的に宿泊ができます。ただし、全額自己負担となります。</p> <p>東横 NN千葉新鎌ヶ谷駅前 Tel047-774-1045 新鎌ヶ谷 2-8-18 徳寿司旅館 Tel047-445-5550 東初富 5-20-83</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ

2. 身分証明書の入手（証書類が紛失・焼失してしまったとき）

（１）運転免許証の再交付	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 鎌ヶ谷警察署 Tel444-0110 千葉県運転免許センター Tel043-274-2000	
保険証、住民票など身分を証明するもの、縦 3cm センチ×横 2.4cm の 6 か月以内に撮影した写真が必要です。手数料は 3,600 円です。詳細は免許センターか警察署にお問い合わせください。	
（２）国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証の再発行	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 保険年金課国保給付係 Tel445-1204（内線 226、227） 保険年金課後期高齢者医療係 Tel445-1207（内線 262、263）	
本人を証明するもの（運転免許証、写真付き身分証明書など）の提示により、保険証を再発行します。破損、汚損の場合はその保険証を持参ください。	
（３）健康保険証（社会保険）の再発行	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ お勤め先	
保険証の再発行については、お勤め先の担当者へお問い合わせください。	
（４）住民基本台帳カードの交付	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 市民課 記録管理係 Tel445-1177（内線 217～219）	
運転免許証をお持ちでない場合は、身分証明書として、住民基本台帳（写真入り）の発行を受けると便利です。 本人または本人の委任状を持参した方（同一世帯の方でも委任状が必要です。）が申請してください。 申請に必要なものとして、本人確認できるもの 2 点（健康保険証や年金手帳、年金証書等）、縦 4.5cm×横 3.5cm の 6 か月以内に撮影した写真 1 枚が必要です。 申請を受けた後、郵便での照会書発送となり、後日届きましたら照会書を持って再度お越しいただく必要があります。 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの間に手続きください。手数料は 500 円です。	

3. 各種緊急性の高い手続

(1) クレジットカードの再発行	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ ご加入のカード会社	
<p>お使いのカード会社に紛失、焼失された旨を直ちに連絡してください。 通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害を被ることがあります。再発行の手続きは、カード会社により異なりますので、ご加入のカード会社にお問い合わせください。</p>	
(2) 通帳、証書、キャッシュカード等の再発行	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ ご利用の金融機関	
<p>お使いの通帳やカードなどが紛失、焼失してしまった場合、再発行が必要です。消防署が発行する被災証明書や、火災の新聞記事などがあれば、手数料が無料になる場合があります。 手続きの際は、本人を証明するもの（運転免許証、写真付き身分証明書など）及び新しい印鑑が必要です。詳細は、金融機関にご確認ください。</p>	
(3) 通帳の改印	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ ご利用の金融機関	
<p>印鑑が紛失、焼失してしまった場合は、改印の手続きが必要です。免許証・印鑑証明などが必要です。身分証明書が無い場合は、金融機関所定の身分照会状などを提出します。詳細は、金融機関にご確認ください。</p>	

4. 公共サービス関係の手続（電話・電気・ガス・水道・郵便）

（１）電話回線（NTT）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ NTT（電話故障の際の連絡先 113番） 携帯電話からは、0120-444-113</p> <p>まず、NTTへご連絡ください。後日、被災証明書（原本）と印鑑を持って、NTTの窓口に届け出てください。仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼してください。詳しくは窓口でご確認ください。</p>	
（２）電気	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 東京電力エナジーパートナー（カスタマーセンター千葉第二） Tel0120-99-5556</p> <p>まず、電力会社にご連絡ください。自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。</p> <p>地震によって屋内の配線コードやコンセントが破損したり、家電製品も落下等で壊れることがあります。また台風等の水害で水に濡れてしまう可能性もありますので、必ず電気店などで点検してもらい、安全が確認されてから使用してください。</p>	
（３）都市ガス	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 京葉ガス（24時間、365日体制で電話受付） （ガスもれ・ガス事故などの連絡先）Tel047-325-1049</p> <p>消防署に通報があった火災については、通常、消防署からガス会社に連絡が入ります。ガス会社は、メーターボックスを外すなど閉栓処置をします。</p> <p>※プロパンガスについては、取扱い業者にお問合わせください。</p>	
（４）水道	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 千葉県水道局（県水お客様センター） Tel0570-001245（ナビダイヤル）</p> <p>火災現場の後始末等が終わりましたら、水道局へご連絡ください。</p> <p>※水道料金の減免等はありません。</p>	
（５）郵便物	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 鎌ヶ谷郵便局 Tel444-4471</p> <p>郵便局に備え付けの転居届（はがき）に新住所と旧住所などを記入のうえ、投函すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に配達されます。被災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届（はがき）を投函してください。</p>	

5. その他貴重品の紛失・焼失

<p>(1) 年金証書・年金手帳（国民年金・厚生年金）の再交付</p> <p>■問い合わせ 保険年金課国民年金係 Tel445-1209(内線230~232) 市川年金事務所 Tel047-704-1177</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>• 年金証書 年金事務所または保険年金課の窓口に備えてある申請はがきで、年金事務所に申請してください。再交付までに3~4週間かかります。 基礎年金番号、年金コード等の記載が必要です。</p> <p>• 年金手帳 現在加入している年金によって申請先が異なります。 厚生年金・共済年金加入の方は、勤務先を通じて再交付の手続きを行ってください。</p> <p>国民年金加入の方は、保険年金課窓口で申請ができます。本人を証明するもの（運転免許証、学生証、保険証等）の提示と認め印が必要です。 なお、手帳は年金事務所から郵送されるため、再交付までに4週間ほどかかります。</p>	
<p>(2) 雇用保険被保険者証の再交付</p> <p>■問い合わせ ハローワーク船橋 Tel047-420-8609</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>会社やアルバイトなどで入社をして雇用保険に加入すると雇用保険被保険者証が発行されます。これは転職や失業保険を受給する時に必要なものです。 焼失等で紛失した場合、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付の申請を行います。</p>	
<p>(3) 保険証券の再発行</p> <p>■問い合わせ ご加入の保険会社または取扱い代理店</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>損害保険や生命保険などの保険証券については、引受保険会社または取扱い代理店に連絡し、再発行の手続きを依頼してください。</p>	
<p>(4) パスポートの再交付</p> <p>■問い合わせ 市民課窓口係 Tel047-445-1195（内線222）</p>	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>有効な旅券を紛失、焼失した場合は、別途手続きが必要となり、通常より旅券の発行に日数がかかりますので、事前にお問い合わせください。</p>	

6. 被災後に受けられるサービス（市役所で行う諸手続）

（１）市営住宅の入居	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 建築住宅課 住宅係 Tel445-1472（内線 496）	
災害により家屋が滅失した場合、入居条件（所得制限等）を満たし市営住宅に空きがある場合に限り入居することができます。家屋の滅失を証する書類が必要です。	
（２）粗大ごみ処理手数料の減免	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ クリーンセンターしらさぎ Tel047-443-5300 クリーン推進課業務係 Tel445-1223（内線 235、236）	
災害により生じた粗大ごみをクリーンセンターしらさぎに持ち込む場合、処理手数料を減免する場合があります。申請手続きや、受け入れできる廃棄物の種類等をクリーンセンターしらさぎまたはクリーン推進課にご相談ください。 ※ 焼残物などの片づけは、まず保険会社へ連絡し承認を得てから行ってください。承認を得ずに片づけをした場合、保険金の支払いに影響が出る場合があります。	
（３）印鑑の登録（印鑑登録証、実印のいずれかを紛失、焼失した場合）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 市民課 窓口係 Tel445-1195（内線 220）	
窓口でそれまでの印鑑登録の廃止手続きをし、改めて印鑑を登録することになります。①新しい実印、②登録する本人であることを証明できるもの（運転免許証・パスポート等の写真付きの官公署発行のもの）、③手数料 300 円をご持参ください。	
（４）マイナンバー（個人番号）関係	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 市民課 記録管理係 Tel445-1177（内線 218）	
マイナンバー（個人番号）の通知カードやマイナンバーカードの再発行手続きを行います。 ※ 個人番号がすぐ必要な場合は、個人番号入りの住民票を請求してください。	
（５）納税のご相談、猶予	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
■問い合わせ 収税課 収税係 Tel445-1164（内線 378）	
一時的に納税することが困難になった場合は、その税額を分割納付したり、納税を猶予したりする制度があります。	

(6) 個人市・県民税の減免 ■問い合わせ 課税課	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
対象となる条件や必要書類等がありますので、下記までお問い合わせください。 ・個人市・県民税 課税課市民税係 TEL445-1094(内線352~354) ・固定資産税・都市計画税 課税課土地係 TEL445-1104(内線355、356) 家屋係 TEL445-1105(内線357、358)	
(7) 市税の徴収猶予 ■問い合わせ 収税課 収税係 TEL445-1164(内線378)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
不慮の災害等により納付または納入が著しく困難となった場合に、市税の徴収猶予が受けられる場合があります。	
(8) 国民健康保険料の徴収猶予、減免 ■問い合わせ 保険年金課 保険料係 TEL445-1208 (内線225、228、229)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に保険料の徴収猶予や、生活が著しく困難となった場合に一部負担金や保険料の減免を受けられる場合があります。	
(9) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予、減免 ■問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係 TEL445-1207 (内線262、263)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、一部負担金や保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。	
(10) 国民年金保険料の免除、納付猶予 ■問い合わせ 保険年金課国民年金係 TEL445-1209(内線230~232)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、保険料の免除や納付猶予を受けられる場合があります。	
(11) 介護保険料の徴収猶予、減免 ■問い合わせ 高齢者支援課 介護保険係 TEL445-1380(内線744)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。	
(12) 保育料の減免 ■問い合わせ 幼児保育課 幼児保育支援係 TEL445-1363(内線711)	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けた場合に、保育料の減免を受けられる場合があります。	

(13) 児童手当申請期間の延長 ■問い合わせ こども支援課 給付係 TEL445-1325 (内線 770) 災害により児童手当認定の請求をすることができなかった場合において、災害後15日以内にその請求をすることができます。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(14) 児童扶養手当の支給制限の特例措置 ■問い合わせ こども支援課 給付係 TEL445-1325 (内線 773) 児童扶養手当対象者のうち、所得制限により支給額の一部停止または全額停止されている方で、火災等により住宅、家財の損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき額を除く。）が概ね2分の1以上である場合に、その所得制限を一時的に解除します。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(15) 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給制限の特例措置 ■問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 TEL445-1305 (内線 739) 災害により住宅、家財の損害金額（保険金、損害賠償金等で補てんされるべき額を除く。）がおおむね2分の1以上である場合に、所得制限により手当が停止中の人に対して、一時的に手当を支給します。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(16) 高齢者の緊急一時保護 ■問い合わせ 高齢者支援課 介護支援係 TEL445-1384 (内線 720) 災害により居宅での生活が困難となった場合に、一時的に養護老人ホームに入所できます。（原則として7日以内）	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(17) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊（受診票等）の再発行 ■問い合わせ 健康増進課 母子保健係 TEL445-1393(内線 731、735) 災害により母子健康手帳及び母子健康手帳別冊を紛失、焼失した場合は、申請に基づき再交付を行います。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(18) 心と身体の支援 ■問い合わせ 健康増進課 成人保健係 TEL445-1405(内線 737、577) 被災後は、心と身体に変調をきたすことが多いのが現状です。このような場合には、地区を担当する保健師が相談に応じます。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
(19) 農業用施設等の復旧 ■問い合わせ 農業振興課 農政係 TEL445-1233 (内線 245、259) 災害により被災した農作物の生産に必要な施設（ハウス、直売所等）の復旧事業等の補助制度について、情報を提供します。	<input type="checkbox"/> チェック・メモ

(20) 確認申請・完了検査手数料の減免	□チェック・メモ
■問い合わせ 建築住宅課 建築係 Tel445-1466 (内線 426、427)	
被災された方で、建築確認申請及び建築完了検査申請を提出する場合に、手数料の全部が免除もしくは減免(10分の5)されます。 建築士の方と相談のうえ、減免の申請を行ってください。	

(21) 学用品等の手配等	□チェック・メモ
■問い合わせ 学校教育課 学務保健室 Tel445-1501 (内線 471)	
災害により生活が困窮した世帯で、小学校・中学校の児童生徒の学校関係の費用の支払いが困難になった方に対し、学用品費や給食費などを支給します。 該当の児童生徒が通う小・中学校または学校教育課へお問い合わせください。	

(22) 教育相談の実施	□チェック・メモ
■問い合わせ ふれあい談話室 Tel445-4953 (9時~16時)	
被災児童生徒およびその保護者の希望により教育相談を行います。	

(23) 各種相談のご案内	□チェック・メモ																
■問い合わせ 市民活動推進課 地域振興係 Tel445-1252(内線 206)																	
市民の方々が日常生活において抱えている様々な問題について、いつでも相談に応じられるよう相談窓口を開設しています。 特に、火災等によって生じた諸問題に対しては、以下の相談が受けられます。																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相談名</th> <th style="text-align: center;">相談日</th> <th style="text-align: center;">時間</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律相談</td> <td>毎週火曜日</td> <td>13時~17時</td> <td>火災等によって生じた賠償問題、被災建物に係る借地・借家問題などについて、弁護士が法律に基づいた解決策を指導・助言します。</td> </tr> <tr> <td>登記・不動産相談</td> <td>毎月第3月曜日</td> <td>13時~15時</td> <td>宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会及び司法書士会が不動産の取引や登記などについて相談に応じます。</td> </tr> <tr> <td>住宅増改築修繕相談</td> <td>毎月第3月曜日</td> <td>13時~16時</td> <td>被災建物の修繕について、相談に応じます。(鎌ヶ谷市住宅増改築修繕団体連絡会) ※緊急の場合は、直接千葉土建へ 047-444-4503</td> </tr> </tbody> </table>	相談名	相談日	時間	内容	法律相談	毎週火曜日	13時~17時	火災等によって生じた賠償問題、被災建物に係る借地・借家問題などについて、弁護士が法律に基づいた解決策を指導・助言します。	登記・不動産相談	毎月第3月曜日	13時~15時	宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会及び司法書士会が不動産の取引や登記などについて相談に応じます。	住宅増改築修繕相談	毎月第3月曜日	13時~16時	被災建物の修繕について、相談に応じます。(鎌ヶ谷市住宅増改築修繕団体連絡会) ※緊急の場合は、直接千葉土建へ 047-444-4503	
相談名	相談日	時間	内容														
法律相談	毎週火曜日	13時~17時	火災等によって生じた賠償問題、被災建物に係る借地・借家問題などについて、弁護士が法律に基づいた解決策を指導・助言します。														
登記・不動産相談	毎月第3月曜日	13時~15時	宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会及び司法書士会が不動産の取引や登記などについて相談に応じます。														
住宅増改築修繕相談	毎月第3月曜日	13時~16時	被災建物の修繕について、相談に応じます。(鎌ヶ谷市住宅増改築修繕団体連絡会) ※緊急の場合は、直接千葉土建へ 047-444-4503														
※相談は全て無料ですが、予約が必要です。 毎月初日の平日8時30分から先着順にて予約を受け付けます。 このほか、市民活動推進課職員が、相談内容をお聞きして、専門の相談窓口や対応できる施設の紹介等もいたしますので、安心してお気軽にご相談ください。																	

(24) 各種相談の実施(社会福祉協議会)	□チェック・メモ
■問い合わせ 社会福祉協議会 Tel444-6921	
<p>日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言・援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 毎週水曜日(10時～14時) ・心の相談(カウンセリング相談)毎週月・金曜日(9時30分～15時) <p>※いずれも電話相談ができます。(心の相談は、事前に予約が必要です。)</p> <p>相談場所 総合福祉保健センター5階 社会福祉協議会内相談室</p>	

(25) 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)	□チェック・メモ
■問い合わせ 社会福祉協議会 Tel444-2231(内線783)	
<p>火災や床上浸水等により住家や家財の生活用資産などに損害を受けた場合に、家財道具の購入やその修繕等に要する経費に利用できる場合があります。</p> <p>災害援護資金(限度額150万円以内)や緊急小口資金(限度額10万円以内)の貸付があります。詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。</p>	

7. その他火災、風水害等の災害に関わる知識

(1) 消防活動に対する費用弁償	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>消防署、消防団からの消火活動の費用請求はありません。</p>	
(2) 類焼させてしまったお宅へは	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>失火によって他人に損害を与えても、いわゆる「失火責任法」により、失火者は故意または重過失がない限り、不法行為責任（民法第709条）に基づく損害賠償責任を負わないこととなっております。ただし、借家の場合は、大家に対して債務不履行責任（民法第415条）に基づく損害賠償責任を負うこととなります。</p> <p>法律上、損害賠償責任はなくとも、日ごろお付き合いしている近隣へご迷惑を掛けてしまった場合には、誠意のこもったお詫びを表しておくべきでしょう。</p>	
(3) 火災見舞に対するお返し	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>火災などの災害見舞に対しては、基本的にお返しは不要とされています。</p> <p>ただし、物心ともにお世話になったご近所の方に対しては、感謝の気持ちとしてお礼をする場合が多いようです。</p> <p>近火見舞をいただいたときは、送られた品と同額程度の品物をお返しするのが、一般的のようです。</p> <p>※決まったものではありません。参考としてください。</p>	
(4) 建物の滅失登記	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 千葉地方法務局市川支局 Tel047-339-7757</p> <p>全焼、全壊した場合、法務局で被災建物の滅失登記をする必要があります。滅失登記をしないと、翌年以降も固定資産税が課されますので、ご注意ください。</p> <p>(固定資産税は、毎年1月1日時点での登記簿上の所有者に対して課されます。)</p> <p>被災証明書、印鑑証明書、建物滅失の登記申請書が必要となります。</p> <p>上記手続きは、土地家屋調査士に依頼する場合も多いようです。</p> <p>火災保険の保険金請求時に、登記簿謄本の提出を求められることがあります。</p>	
(5) 雑損控除・災害減免法	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 松戸税務署 Tel047-363-1171</p> <p>火災等の災害を受けた方は、確定申告で所得や税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。</p> <p>手続き方法や減免額などの詳しい内容は税務署へお問い合わせください。</p>	

(6) 普通自動車、軽自動車（軽二輪・小型二輪・軽三輪・軽四輪）の取り扱い	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<ul style="list-style-type: none"> • 普通自動車、軽二輪、小型二輪が使用不能になった場合 関東運輸局千葉運輸支局習志野自動車検査登録事務所 (Tel050-5540-2024) で廃車手続きをしてください。 • 軽三輪、軽四輪が使用不能になった場合 軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 (Tel050-3816-3115) で廃車手続きをしてください。 • 税金については、下記までお問い合わせください。 普通自動車 松戸県税事務所 (Tel047-361-2112) (軽二輪、小型二輪、軽三輪、軽四輪) 軽自動車 課税課市民税係 Tel445-1094 (内線 361、362) 	

(7) 土のうの配布	<input type="checkbox"/> チェック・メモ
<p>■問い合わせ 安全対策課 防災係 Tel445-1278 (内線 257、583)</p> <p>大雨や台風などの水害による住宅への浸水防止対策として、土のうの無償配布を行っております。</p> <p>土のうが必要な方は、事前に安全対策課へ電話連絡のうえ、直接市役所まで取りに来てください。市による個別配送や回収は行っておりません。</p> <p>災害発生時は、土のうの配布が困難になる場合もありますので、台風や大雨の予報が出た際には、できる限り早めの対応を心がけてください。</p> <p>※ 高齢者世帯など市役所まで土のうを取りに来ることが困難な場合は、安全対策課までご相談ください。</p>	



発行年月 平成31年（2019）4月（第2版）

編集 鎌ヶ谷市 健康福祉部 社会福祉課

電話 047-445-1286（直通）内線 704

F A X 047-445-2113（直通）

E-Mail syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp